

紙類の判断の基準等に係る検討経緯について

参考資料 3

年月（日）		委員会・検討会等	主張・データ等	資料・記録等
平成9年	3月	関係省庁会議「物品調達推奨リストのあり方」決定		
	5月13日	第1回物品調達推奨リスト策定委員会		
	7月9日	物品調達推奨リスト策定委員ワーキング・グループ1（紙類・文具・機器関係）第1回会合	会議資料として出されたGPNデータブック（97年5月）では、古紙配合率100%のコピー用紙は2社3製品となっている	会議資料一式及び要旨議事録
	7月30日	第2回物品調達推奨リスト策定委員会		
	9月24日	製紙連合会より環境協会に要望書提出、参考として物品調達推奨リスト事務局にも提示された「情報用紙及び印刷用紙のエコマーク認定基準改定案に対する意見及び要望」	①白色度は基準化すべきではない、②古紙配合率は情報用紙50%以上、印刷用紙40%以上に、その他6項目の要望書。古紙配合率70%は技術・経済・環境的に難しいとしている。	製紙連合会要望書「情報用紙及び印刷用紙のエコマーク認定基準改定案に対する意見及び要望」
	9月30日	物品調達推奨リスト策定委員ワーキング・グループ1（紙関係）第1回会合	コピー用紙、印刷用紙、トイレットペーパーについての分野別ガイドライン案を提示。コピー用紙の古紙配合率や白色度について、市場の現状、メーカーの現状、調達の現状等について、議論・質疑応答が行なわれた。製紙連合会側からは、古紙利用率100%に対応できる設備をもっているメーカーが少ないこと、コスト増、市中回収古紙・上白の利用と白色度の関係などについて説明。環境庁は、すでに霞が関では100%利用が3省庁、70%は当たり前となっており、ガイドラインが70%では意味がないと説明。なお、この時点で古紙利用率100%の製品は2～3程度（GPNによる）。	要旨議事録
	10月13日	製紙連合会「ガイドライン（案）に対する意見」のペーパー提出	「古紙利用率については、エコマーク新認定基準に準じて決めること・・・なお、古紙利用率100%のコピー用紙は全生産量の1%に満たない」	製紙連合会「ガイドライン（案）に対する意見」
	10月14日	事務局内部資料「分野別ガイドライン（コピー用紙）に係る整理事項等」（翌日の会合に向けた事務局内での準備・確認作業の資料）	整理事項の中に、「コピー用紙について、古紙配合率100%とする理由を、政府における使用実態等をもとに具体的に説明する必要があるか」→「70%はかなり普及し100%も増えているため、100%以外ではガイドラインを設ける意味がない」、調達状況のデータは「今回の点検結果がまとまりしだい明らかにすることができる」としている。	「分野別ガイドライン（コピー用紙）に係る整理事項等」及び「分野別ガイドライン（コピー用紙）に係る整理事項等に関する回答」

年月（日）		委員会・検討会等	主張・データ等	資料・記録等
	10月15日	推奨リスト策定委員会ワーキンググループ1（紙・文具・機器）第2回会合	コピー用紙の古紙配合率100%の点について、製紙連合会は供給量（メーカーによれば1%だとしている）、紙の強度や漂白・白色度の点から難しいと主張。環境庁は、国や地方公共団体での普及状況（国の30数機関で使用、横浜市では100%未満を利用の場合理由書提出義務など）、ガイドラインで白色度は下げる点、などから行政判断として100%以下の基準はあり得ないと説明。櫻井座長より「両論を策定委員会に報告。製紙連合会は説明資料として業界の生産量などの数字を提出する」よう要望。なお、GPNより「古紙利用率100%の該当製品は現状数製品のみである」との質問に対し、環境庁は「問題ない」と回答。また、印刷用紙の古紙配合率を70%とする理由について、環境庁は「コピー用紙に比べ普及率や製品数が少ないため」としている。	議事録
	10月29日	製紙連合会「古紙利用率100%、白色度70以下のPPC用紙の生産状況について」のペーパー提出	メーカー12社の調査結果報告とし、「平成9年度上半期PPC用紙生産量389,000トン（月間平均約65,000トン）。古紙利用率100%を生産しているのは3社、合計生産量は月平均1,150トン、従ってシェアは1.8%」	製紙連合会「古紙利用率100%、白色度70以下のPPC用紙の生産状況について」
	11月4日	第3回物品調達推奨リスト策定委員会		
	12月9日	第4回物品調達推奨リスト策定委員会	提示した分野別ガイドライン案では「コピー用紙については、古紙配合率100%かつ白色度70%程度以下であること」「（塗工・微塗工・非塗工）印刷用紙については古紙配合率70%以上であること」	
平成10年	2月16日	「物品等環境負荷の少ない仕様、材質等に関する推奨リスト」説明会（於：日本製紙連合会）	製紙連合会に対し推奨リスト制度に関する説明会を開催（環境庁、通商産業省） コピー用紙及び印刷用紙の古紙配合率をはじめとした基準、平成12年度末までの経過措置について説明。その際に「古紙配合率100%、白色度70%程度以下の製品を製造する場合、品質低下も考えられるため、製品の「チリ」などについては、配慮していただきたい」旨要望される	「物品等環境負荷の少ない仕様、材質等に関する推奨リスト」説明会内容（要旨）

年月（日）		委員会・検討会等	主張・データ等	資料・記録等
	3月23日	「物品等の環境負荷の少ない仕様、材質等に関する推奨リスト制度実施要領」（環境庁告示第7号）	「コピー用紙については、古紙配合率70%以上かつ白色度70%程度以下であること。なお、古紙配合率については、平成12年度末を目途に100%とする。」 「微塗工印刷用紙及び塗工印刷用紙については、古紙配合率50%以上であること。なお、古紙配合率については、平成12年度末を目途に70%以上とする。」 「非塗工印刷用紙については、古紙配合率50%以上かつ白色度70%程度以下であること。なお、古紙配合率については、平成12年度末を目途に70%以上とする。」	
	6月	個別製品リスト（第1版）	掲載されたコピー用紙42製品のうち、古紙配合率100%は17製品 掲載された微塗工印刷用紙及び塗工印刷用紙86製品のうち、古紙配合率70%以上は34製品	個別製品リスト（第1版）
平成12年	5月24日	グリーン購入法成立		
	8月11日	環境庁による製紙連合会へのヒアリング	製紙連合会は、古紙配合率70%以上、白色度70%以下をコピー用紙の基準として欲しいとし、その理由として、100%が70%より環境にやさしいとは言えない（比較データはないが）、100%のほうが製造コストが高いことをあげた。また、環境庁の説明により70・70等の仕様のコピー用紙を排除するものではないこと、行政目標として100%を定めようとしていることは理解できたが、世の中では100%以外を使用してはいけないという風潮になることを危惧。なおヒアリングには通産省が同席、ヒアリング後「平成12年度末に100・70」と推奨リストでされていることを環境庁より確認	ヒアリング要旨記録
	9月	個別製品リスト（第3版）	掲載されたコピー用紙58製品のうち、古紙配合率100%は30製品 掲載された微塗工印刷用紙及び塗工印刷用紙133製品のうち、古紙配合率70%以上は51製品	個別製品リスト（第3版）
	9月7日	第1回特定調達品目検討委員会	資料2「地方公共団体におけるグリーン購入の取組事例」では、古紙配合率70%以上とする自治体が多くみられる	

年月（日）		委員会・検討会等	主張・データ等	資料・記録等
	9月19日	特定調達品目検討委員会第1作業部会 第1回作業部会	参考資料として出された「東京都の調達ガイド2000（H12.3）」では、複写機用紙は「古紙配合率100%・白色度70%程度」となっている。	
	10月5日	製紙連合会パルプ・古紙部長「グリーン購入法の調達基準案に係わる要望について」のペーパー	配合率70%以上を基準とするように要望。理由として①LCA評価方法が確立していない、②70%に比べ化石燃料消費の増加、排水負荷の増大、製造コストの上昇（「製紙メーカーとしては製造コストが高くなる古紙100%配合品の増産体制には取り組みにくい」）、③70%配合品のほうが原料価値が高くリサイクル適性が高い。④社会的影響力（100%未満のコピー用紙は環境物品としての社会的評価を得られなくなる）、⑤印刷情報用紙の古紙利用率推定値は20%と低く「古紙70%配合品の普及拡大は十分古紙利用拡大に寄与しうる」、⑥購入の容易性をあげている	製紙連合会パルプ・古紙部長「グリーン購入法の調達基準案に係わる要望について」
	10月12日	特定調達品目検討委員会第1作業部会 第2回作業部会（紙類）	コピー用紙は「古紙配合率100%かつ白色度70%程度以下であること」との案を環境庁より提示	当時の議事メモに基づき要旨を入力。また紙に関する検討の簡単な要旨は、「平成12年度グリーン購入法に係る特定調達品目検討委員会作業部会における検討状況」にも記録
	10月18日	第2回特定調達品目検討委員会	紙についての判断の基準案提示 環境庁より、第1回検討委員会における山本座長からの要望に対する回答として、各省庁の再生紙の調達状況について説明。率先実行計画の実施状況調査のデータから、古紙配合率70%以上を抽出した結果、全省庁のコピー用紙とフォーム用紙の使用重量2,535万kgに対して古紙配合率70%以上用紙は1,968万kgで78% 櫻井委員より「古紙配合率100%（の判断の基準案）に対して、業界の抵抗はなかったのか」との質問。環境庁は「議論はあったが、お互いの主張については認識を共有している。古紙配合率100%、白色度70でない製品はグリーン製品ではないという誤解を招かないような配慮が必要だということは業界から話があり認識している」と回答。	検討委員会議事録
	11月9日	第3回特定調達品目検討委員会	紙類に関する意見・発言はなし	検討委員会議事録

年月（日）		委員会・検討会等	主張・データ等	資料・記録等
	11月20～ 12月15日	パブリックコメント	紙類に関する意見は14件。「コピー用紙の基準において古紙配合率100%は高すぎる」との意見に対し、率先実行計画のガイドラインにおいて平成12年度末を目途に100%とするとされている、多くの省庁及び全都道府県・全政令指定都市においても既に古紙配合率100%のコピー用紙を使用しているとして、100%とする考え方を提示。	第4回特定調達品目検討委員会 資料3-1にパブコメの意見総数、資料3-2「パブリックコメントにかかる主な意見」
	12月22日	第4回特定調達品目検討委員会	櫻井委員より「地方では古紙配合率100%コピー用紙の調達は難しいかもしれない」との発言あり。これに対して環境庁では「紙についてはすでに100%でやっており、市場占有率で見ても100%の古紙が全国的にみて10%以上はあるということなので、進めて問題はない」と回答。	検討委員会議事録
平成13年	2月2日	基本方針閣議決定		
平成13年	4月～	以後、グリーン購入法の基準で全ての調達官署が入札公告を行ったところ、必要な応札が行われている		
平成15年	5月～7月	提案募集受付 （紙類に係る提案品目）	計測用記録紙（判断の基準案：古紙配合率50%以上） 古紙と間伐材を原料とするコピー用紙（判断の基準案：国産間伐材と古紙を主要な原料とすること）	
平成16年	6月～7月	提案募集受付 （紙類に係る提案品目）	コピー用紙（判断の基準案：国産間伐材を15%以上配合していること） 印刷用紙（判断の基準案：間伐材を原料としたパルプの使用割合が10%以上であること）	
平成17年	6月～7月	提案募集受付 （紙類に係る提案品目）	印刷用紙（判断の基準案：間伐材を原料としたパルプの使用割合が10%以上であること）	
平成18年	6月～7月	提案募集受付 （紙類に係る提案品目）	印刷用紙（判断の基準案：間伐材を原料としたパルプの使用割合が10%以上であること）	
平成19年	6月～7月	提案募集受付 （紙類に係る提案品目）	製紙連合会よりコピー用紙について判断の基準の見直し提案（判断の基準案：古紙パルプ配合率70%以上） 三菱製紙よりフォーム用紙、印刷用紙、インクジェット用紙について、日本製紙よりフォーム用紙、印刷用紙について判断の基準の見直し提案（判断の基準案：古紙パルプ+環境に配慮したバージンパルプ70%以上）	ヒアリング要旨記録

年月（日）		委員会・検討会等	主張・データ等	資料・記録等
	10月26日	第2回特定調達品目検討会 （紙類の判断の基準等の見直しについて検討）	コピー用紙：古紙パルプ配合率100%かつ白色度70%程度以下であること。ただし、配合されている古紙パルプのうち30%を上限として、間伐材及び合板・製材工場から発生する端材等の再生資源により製造されたバージンパルプ、又は環境に配慮された原料を使用したバージンパルプに置き換えてもよい。 インクジェット用紙：古紙パルプ配合率70%以上であること。ただし、配合されている古紙パルプのうち30%を上限として、間伐材及び合板・製材工場から発生する端材等の再生資源により製造されたバージンパルプ、又は環境に配慮された原料を使用したバージンパルプに置き換えてもよい。 印刷用紙：古紙パルプ配合率70%以上であること。ただし、配合されている古紙パルプのうち30%を上限として、間伐材及び合板・製材工場から発生する端材等の再生資源により製造されたバージンパルプ、又は環境に配慮された原料を使用したバージンパルプに置き換えてもよい。	資料4-2、参考資料1
平成20年	1月11日	第3回特定調達品目検討会 （パブリックコメントを踏まえ、紙類の判断の基準等の見直しについて検討）	判断の基準等の見直しは、日本製紙連合会の2010年の目標である古紙利用率62%が適切に達成されることを前提に検討。古紙の利用状況には従来の環境物品等の市場シェアを確認するとともに、古紙の利用総量等の調査を行いつつ、実態把握を行う必要	資料4別紙
	2月5日	基本方針閣議決定	紙類の見直しについては白紙（現行の判断の基準のまま）	

紙類に係る古紙パルプ配合率の見直しについて（案）

本年度の提案募集に当たって、日本製紙連合会をはじめ、複数の製紙メーカーから紙類（コピー用紙、印刷用紙等）の現行の判断の基準の「古紙パルプ配合率」について見直しを求める提案が出されているところである。

また、各製紙メーカーの古紙パルプ配合率に対する生産方針が低古紙配合率化に移行していることから、印刷業界、特に中小事業者からは、高古紙パルプ配合率の塗工印刷用紙の調達が困難となる可能性があるため、製紙業界の供給実態を踏まえ、判断の基準の見直しの検討を求められているところである。さらに、こうした製紙メーカーの方針転換に係る発表・報道等を契機として、古紙回収事業者や需要サイドに一部誤解や混乱を生ずる状況となっている。

このため、以下に紙類に係る古紙パルプ配合率に関する現段階のグリーン購入法の基本方針における考え方について整理することとした。

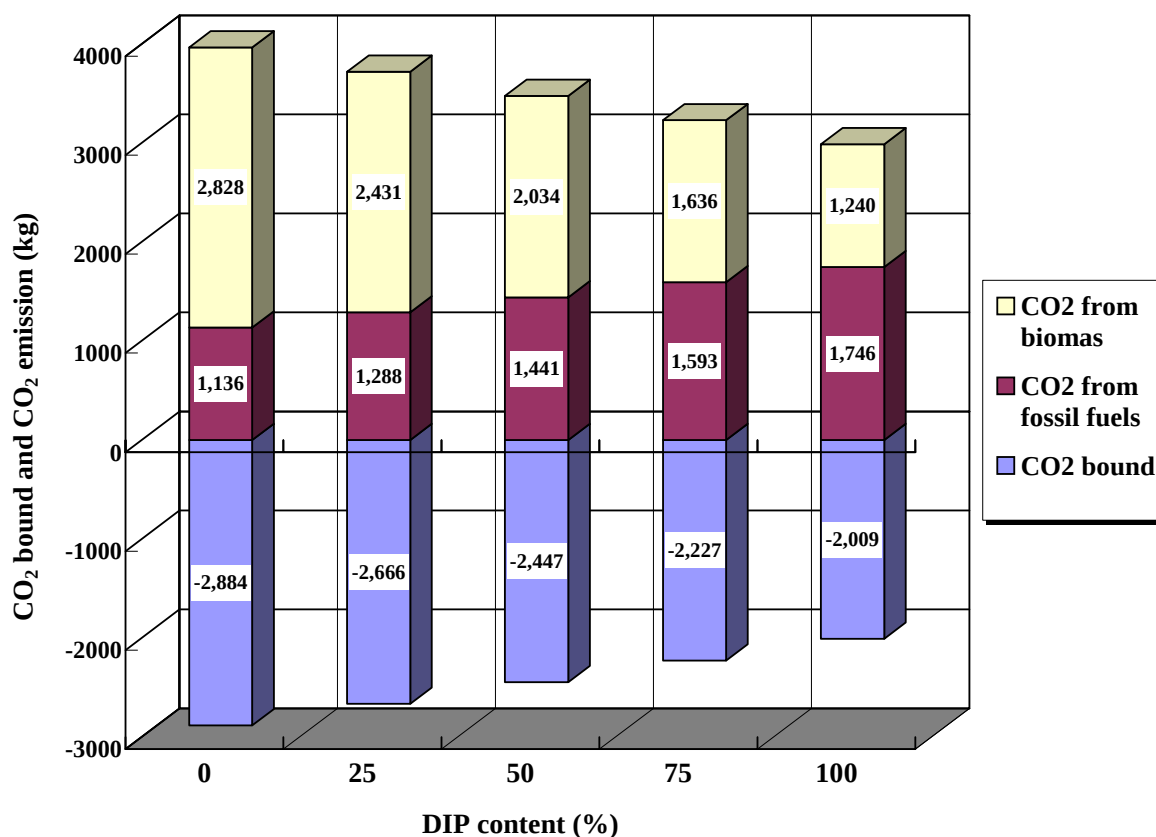


図1 古紙パルプの配合率別の二酸化炭素排出量

資料：中澤、片山、桂、坂村、安井文献（2001）に基づき作成

なお、従来の考え方では、廃棄物の資源としての有効利用の観点、及び古紙パルプの高配合は、製造時の生産プロセスエネルギーが大きく抑えられることが国内外の文献から確認されているため、古紙の配合率を極力高く設定することとしていた。

また、従来から黒液の利用による CO₂ 排出量の削減効果については、生産プロセスの差異を元にした差別化となるため、WTO 政府協定上の第 6 条の規定から評価は行わないことにしている。

1. 提案の理由（事業者側の主張）

本年度の提案における製紙メーカー等事業者側の主張の概要は、以下のとおり。

- 古紙パルプの高配合は、特に中国への資源の輸出により調達できる古紙の品質が低下しているため技術的に困難になりつつある
- バージンパルプを使用した場合には、黒液が副産物として生産され、その利用が可能となり、化石燃料由来の二酸化炭素排出量を少なくできる
- 脱墨によるパルプの歩留まりの差は 15%程度あるため、白色度の高いバージンパルプに脱墨率の低い古紙パルプを混合した方が資源の有効利用につながる
- バージンパルプの利用に当たっては、植林木や森林認証等（環境に配慮されたバージンパルプ）の利用の推進を図りたい

2. 古紙リサイクルの現状

（1）古紙利用率と回収率の推移

これまでの古紙の利用に係る様々な取組の推進の結果、紙・板紙の生産における古紙の利用率は 6 割を超えており、優れた循環性が確保されつつある。また、廃棄についても分別回収が進み、古紙の回収率は 7 割を超えている状況にある。

- 2006 年における古紙利用率は 60.6%、1997 年からの 10 年間で 6.6 ポイントの増加となっており、古紙消費量、利用率ともに堅実に伸張している
- 古紙利用の内訳は、板紙（段ボール原紙、白板紙など）は 92.7%と限界に達しつつある一方で、紙（印刷情報用紙、新聞用紙、包装用紙など）については 38.1%で未だ向上が必要である
- 古紙回収率は、1992 年～1996 年までは 51%台で推移していたが、1997 年以降一貫して伸びており、2001 年に 61.5%、2005 年は 71.1%となり、2006 年には 72.4%となっている。古紙回収量についても、2006 年は 1992 年比

で 8,359 千トン、57.8%の大幅な増加となっており、国内における古紙の供給は極めて順調である（図 3 参照）

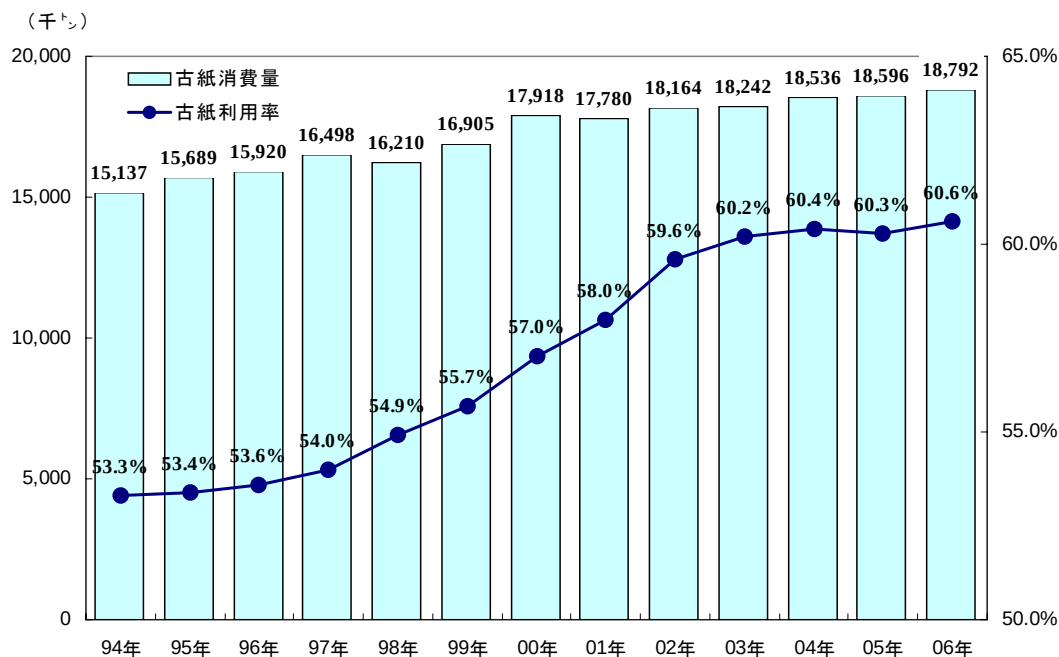


図 2 古紙消費量・利用率の推移（1994 年～2006 年）

資料：紙・印刷・プラスチック・ゴム製品統計

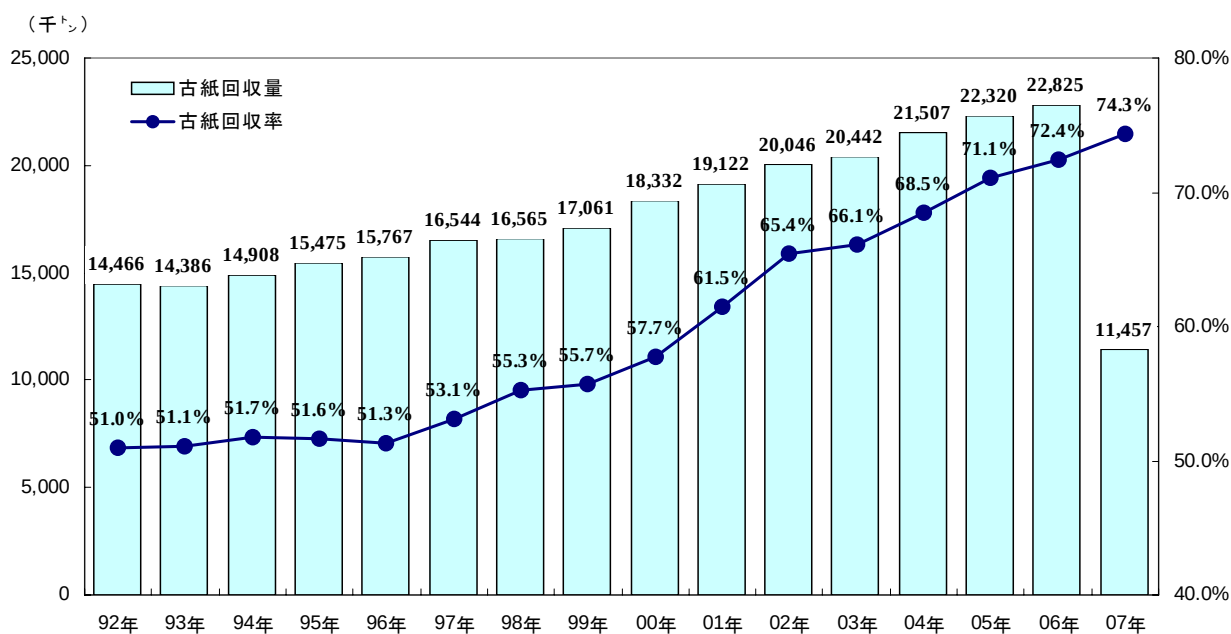


図 3 古紙回収量・回収率の推移（1992 年～2007 年） 注：2007 年は 1 月～6 月

資料：紙・印刷・プラスチック・ゴム製品統計

（２）古紙リサイクルの取組

古紙リサイクルは、廃棄物の減量化及び資源としての有効利用、森林資源の保護

等の観点から、今後とも高度で効率的な古紙リサイクルシステムを構築するため、積極的に推進することが必要である。

しかしながら、前述のとおり古紙利用の内訳をみると、生産量の 4 割を占める板紙の分野の古紙利用率は 92.7%と既に限界に達しつつあるのに対し、6 割を占める紙の分野の古紙利用率は 38.1%である（2006 年）。

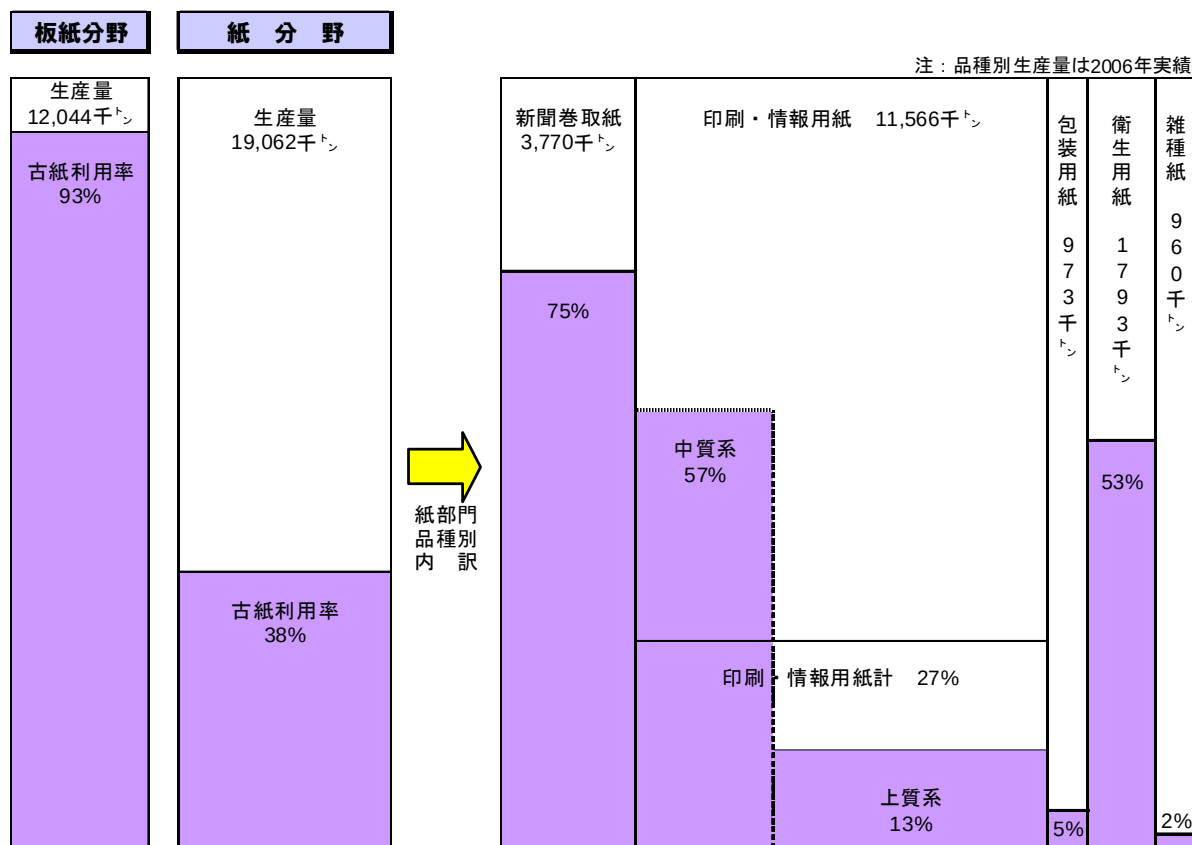


図 4 品種別生産量と古紙利用率（2006 年）

資料：紙・印刷・プラスチック・ゴム製品統計

日本製紙連合会は、2010 年における古紙利用率の目標として 62%を設定しているところであるが、現状では、ほぼ限界に達した板紙への古紙利用は困難な状況にあり、古紙リサイクルを進めるに当たっては、必然的に紙分野、特にその多くを占める印刷・情報用紙への古紙の利用を高めていくことが不可欠である（図 4 参照）。しかし、紙の分野に古紙を利用する場合は、異物がなく、品質の高い古紙であることが求められることから、分別・選別を徹底して古紙の品質を向上させることが、古紙リサイクル推進の第一歩となる。こうした状況を踏まえ、各主体においては、様々な先進的取組が展開されているところである。

- 日本印刷産業連合会においては、印刷物に係るグリーン基準を設定し、グリーンプリンティング認定制度を開始するなど環境負荷低減に向けた様々

な取組が実施されている。また、印刷情報用紙の印刷物に使用される紙、インキ、加工資材等印刷物資材の「古紙リサイクル適性ランクリスト¹」規格をとりまとめ、印刷業界が一体となって古紙リサイクルを促進している

- 我が国のタイプⅠの環境ラベルであるエコマークの「紙製の印刷物」においても、「古紙リサイクル適性ランクリスト」のAランクを満足することを認定基準の1つとしている
- 印刷関係者を主体として組織された民間団体においても、印刷物から印刷物（「紙」から「紙」）へのリサイクルを推進するため、「古紙再生適正マーク²」の表示を提唱し、マークの周知・普及を図っている

また、古紙リサイクルの推進のためには、古紙のグレードに応じ、適材適所で使用することも重要である。古紙のグレードに応じた利用を行うことにより、歩留まりの低下、脱墨・漂白のための薬品投入、エネルギーの使用、水質汚濁等による環境負荷の増大を防ぐことが可能となる。

以上から、国等の機関においては、このような優れた古紙リサイクルに関する民間の取組を促進するとともに、循環の環を断ち切ることのないように、可能な限り支援していくことが必要である。

（３）古紙の輸出と価格の推移

2000年における古紙回収量 18,332 千トンに占める輸出量は約 2%（372 千トン）であったが、2006 年における古紙回収量 22,825 千トンに占める輸出量は約 17%（3,887 千トン）と急増している（図 5 参照）。これは中国を中心としたアジアの古紙需要の増加に伴うものである（2006 年の古紙輸出量の 82.1%が中国向け）。

国内向け新聞古紙の価格（問屋店頭渡し。図 6 参照）については、1991 年に 17 円/kg でピークとなったが、2001 年～2002 年にかけて 8 円/kg まで下がり、その後若干の上下はあったものの、2005 年末頃まで 10 円/kg 程度で安定していた。2006 年以降 11～12 円/kg、2007 年には 14 円/kg とやや上昇傾向にあるが、1991 年以降の最高値のレベルにまでには至っていない。

¹ 印刷物資材を A～D の 4 つのランクに分け、「A ランク：紙、板紙へのリサイクルにおいて阻害にならないもの」、「B ランク：紙へのリサイクルには阻害となるが、板紙へのリサイクルでは阻害にならないもの」、「C ランク：紙、板紙へのリサイクルにおいて阻害となるもの」及び「D ランク：微量の混入でも除去することができないため、紙、板紙へのリサイクルが不可能になるもの」と定めている

² 「リサイクル適正ランクリスト」の A ランクのみを使用した印刷物を「★★（2 スター）」、A 及び B ランクのみを使用した印刷物を「★（1 スター）」としている

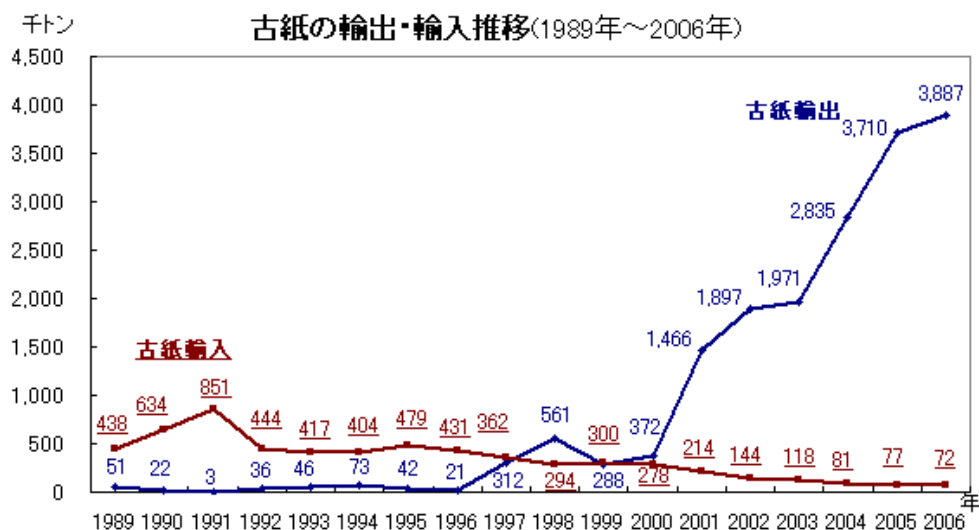


図5 古紙の輸出・輸入の推移（1989年～2006年）

資料：貿易統計

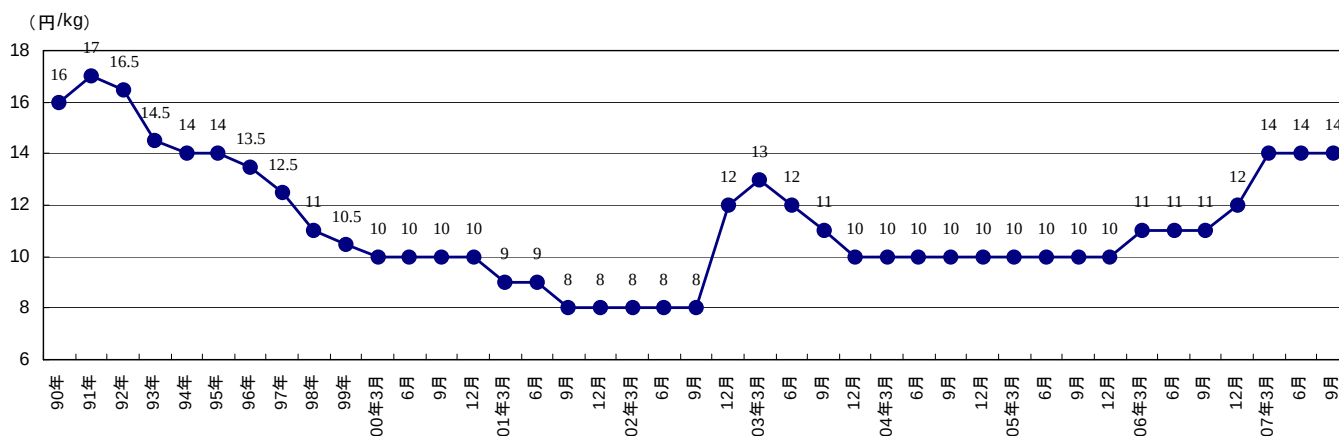


図6 古紙価格の推移（1991年～2007年）

資料：（財）古紙再生促進センター調査

このように、中国を中心としたアジアにおける古紙需要は増加しているものの、国内における古紙回収量は極めて順調に増加しており、古紙回収率は70%台を超える状況にある。また、古紙価格はやや上昇傾向を示しているが、90年代前半ほどの水準ではなく、現時点においては、各企業の採算性が確保できない程に古紙の価格が高騰しているとは考えられない。

3. 古紙パルプとバージンパルプの環境負荷

（1）古紙パルプとバージンパルプの製造に伴う二酸化炭素排出量等の事例

広葉樹から製造するクラフトパルプ（LBKP100%）と古紙パルプ配合率 100%

(DIP100%)の上質紙、それぞれ1トンの製造に伴うCO₂排出量の事例が図6である³。この事例では、化石燃料由来のCO₂排出量は、古紙パルプ配合率100%の上質紙がバージンパルプの上質紙の1.95倍となっている。

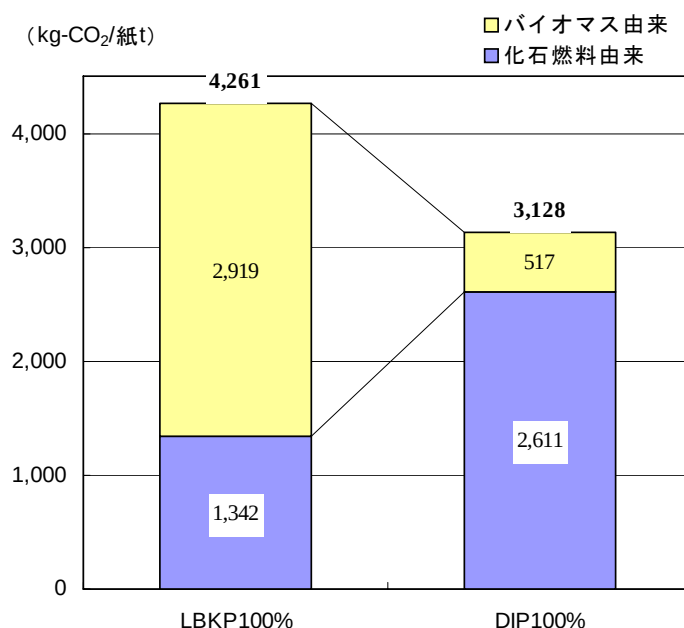


図6 上質紙1トンの製造に伴うCO₂排出量（日本製紙連合会資料）

資料：GPN「印刷・情報用紙ガイドライン」より作成（2005年10月17日改定）

また、図7はバージンパルプと古紙パルプ配合率100%の紙の製造（原料調達段階及び製造段階）に伴うCO₂排出量⁴の最近の事例である。

この事例によると、バージンパルプの紙の製造に伴い排出されるCO₂を100とした場合、バージンパルプの化石燃料由来のCO₂排出量は42であり、古紙パルプ配合率100%の紙の製造には約2倍の83の化石燃料由来のCO₂排出量となるとしている。

2つの事例にみられるとおり、これまで一般的に、古紙パルプとバージンパルプのCO₂排出量について比較を行うと、バージンパルプの製造過程において発生するカーボンニュートラルで優れたバイオマス燃料である黒液の利用により、古紙パルプの製造時の化石燃料由来のCO₂排出量がバージンパルプの場合に比べて相当程度多くなっていた（但し、総エネルギー使用量で比較するとバージンパルプが相当多い）。

³ 2005年10月17日に改定されたグリーン購入ネットワーク（GPN）の「印刷・情報用紙」購入ガイドラインの「ガイドラインの背景説明」において説明に使用されている日本製紙連合会出典の事例。なお、当該資料の排出量の単位はkg-Cであるがkg-CO₂に換算している

⁴ 本事例の「製造段階（非化石燃料）」には、非化石燃料として廃棄物エネルギー由来のCO₂排出量も含まれており、すべてバイオマス起源のカーボンニュートラルとは限らない

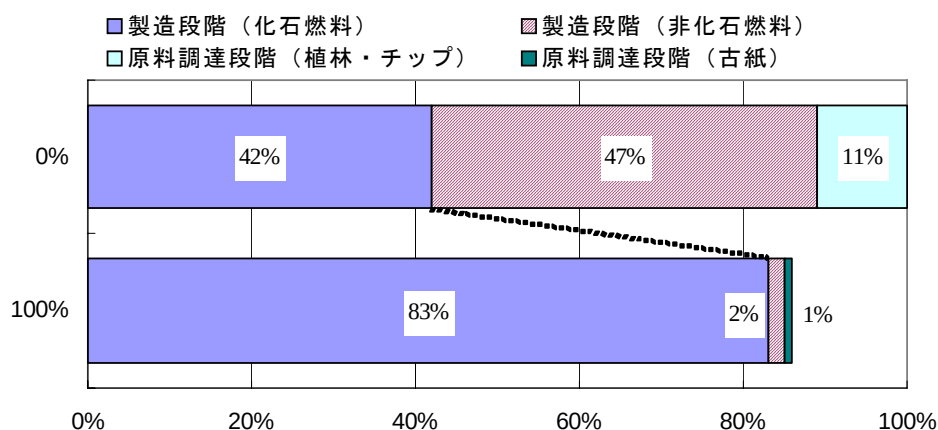


図 7 古紙配合による CO₂ 排出への影響

注：古紙配合率 0% の場合の CO₂ を 100 とした場合

資料：日本製紙グループホームページ掲載資料より作成（平成 19 年 4 月 24 日）

しかし、現時点においては、廃棄物エネルギー利用への取組が最も進んでいる製紙工場の製造工程の場合、必ずしもバージンパルプが古紙パルプに比べて CO₂ 排出量の観点から優位とはいえない事例もみられる。その理由を示すと、以下のとおり。

- バージンパルプについては、バイオマス燃料である黒液の利用により、CO₂ 排出量は「ゼロ」であるが、製紙業界では重油等の化石燃料から木質バイオマスや廃棄物（廃タイヤ⁵、RPF⁶）等へのエネルギー転換が進んでおり、相対的なバージンパルプの CO₂ 排出量削減の優位性が低下している（図 8 参照）
- 他方、黒液はバージンパルプの製造工程において同時に生産される副産物であり、有益なバイオマス燃料である。この燃料は、工場全体のエネルギー源としてボイラーや発電等で使用⁷されており、生産工程にかかわらず、同一のエネルギー源となっている
- 廃棄物エネルギー利用の最も進んでいる工場においては、2007 年上期時点で、古紙パルプ配合率 100% の上質紙を製造する場合、総エネルギー使用量では、すべてバージンパルプから製造される場合のエネルギー使用量に比べ 60% となっている。さらに、化石燃料由来の CO₂ 排出量についてみると、

⁵ タイヤの原材料はゴム 50.1%（天然ゴム 27.5%、合成ゴム 22.6%）、タイヤコード 13.0%（スチールコード 9.8%、テキスタイルコード 3.2%）、カーボンブラック 26.3%、その他 10.6%などとなっており、燃焼可能な部分（スチール以外）の約 3 分の 1 が天然ゴムでバイオマスである

⁶ RPF は廃プラスチックと紙類（再生困難なもの）の組成によって熱量を調整可能であるが、高発熱量の廃プラスチック 50%、紙類 50% の配合（2 分の 1 がバイオマス）で 30MJ/kg 程度の熱量（コークス程度）が得られる（総合エネルギー統計による RPF の標準発熱量は 29.3MJ/kg）

⁷ 黒液は、多くが工場内のボイラーの燃料として利用し、ボイラーで発生した蒸気は、発電に使われるだけでなく、残りの蒸気は紙を乾かす工程等に再利用する等のコージェネレーションとして利用されている

約 3 分の 1 となっている（図 9 参照）

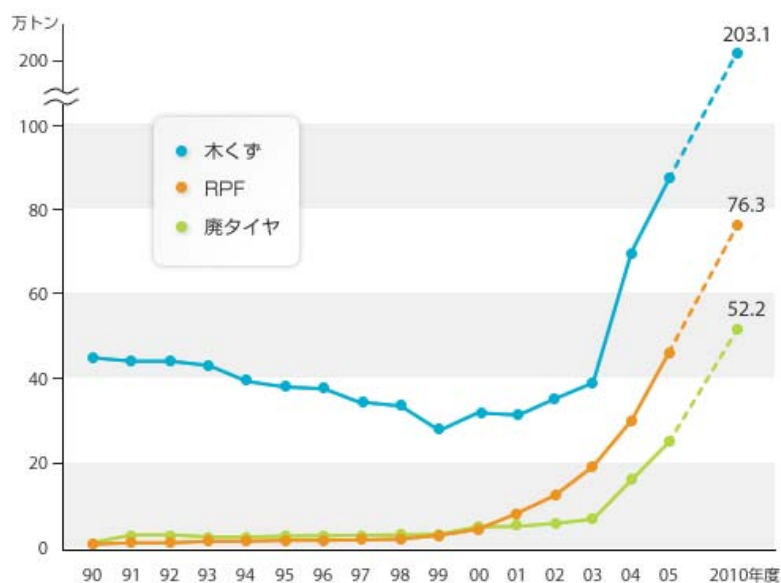


図 8 バイオマス・廃棄物エネルギーの消費推移

資料：日本製紙連合会ホームページ

- 廃棄物エネルギーとして廃タイヤ及び RPF をそれぞれ同じ量使用⁸すると、すべてバージンパルプから製造する場合（黒液利用を含む CO₂ 排出量を 100 とする）は、原料調達段階及び製造段階の化石燃料由来の CO₂ 排出量が 20、廃棄物エネルギーの化石由来の CO₂ 排出量 7、合計が 27 である。同様に、古紙パルプ配合率 100% の場合は、原料調達段階及び製造段階の化石燃料由来の CO₂ 排出量が 7、廃棄物エネルギーの化石由来の CO₂ 排出量が 21、合計が 28 である。つまり、バージンパルプと古紙パルプはほぼ同等の排出量となっている

- また、化石エネルギー由来の CO₂ 排出原単位の推移は、図 10 のとおりであり、2006 年度の原単位は 1990 年度比で 84.4% と大幅に改善している

以上のように、事業者のバイオマスや廃棄物エネルギーの積極的な利用等の努力により、古紙パルプの製造過程の CO₂ 排出量がバージンパルプとほぼ同等となっている事例があり、また、製紙業界における化石燃料の使用削減の方針⁹とあいまって、今後ともバイオマスや廃棄物エネルギーの積極的な利用が見込まれる状況にある。

古紙パルプとバージンパルプの環境負荷に関して、CO₂ 排出量のみで判断するこ

⁸ 2006 年度における日本製紙連合会の調査（37 社 108 工場・事業所）による廃棄物燃料の使用実績は、熱量換算で廃タイヤ 10,957TJ、RPF+RDF 16,402TJ、廃プラスチック 1,633TJ、廃油 3,272TJ

⁹ 日本製紙連合会「環境に関する自主行動計画」（平成 19 年 9 月 20 日改定）において、2008 年度から 2012 年度の 5 年間平均の製品あたり化石エネルギー原単位を 1990 年度比で 20%削減（従前 13%）し、化石エネルギー起源 CO₂ 排出原単位を 1990 年度比で 16%削減（従前 10%）することとしている

とは適切とはいえないが、上記の事例のように、バイオマス燃料である黒液の利用を行った場合でも CO₂ 排出量が同等程度の場合もある。

したがって、バイオマス燃料である黒液の利用による CO₂ 排出量削減の観点から古紙パルプ配合率の是非を論ずることは、各企業がそれぞれ様々なアプローチで温室効果ガスの排出削減を進めている現時点においては、個別企業の取り組みとしては評価できるものの、グリーン購入法の基本方針のように、品目としての環境配慮を検討する上では妥当性に欠ける場合があり、バージンパルプの優位性を一律に判断することはできないと考えられる。

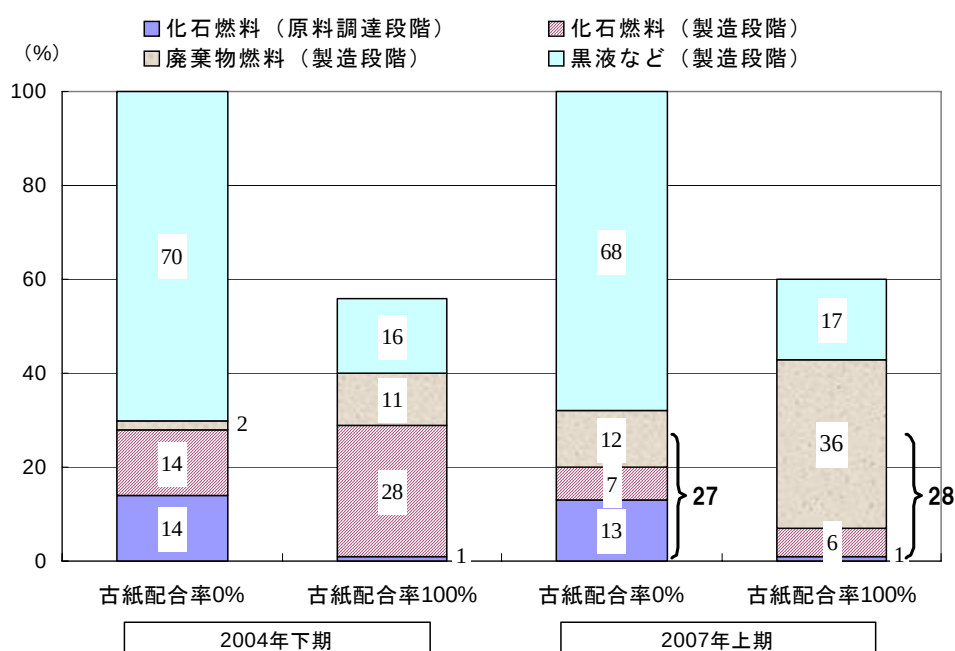


図9 王子製紙のある工場で上質紙を製造した際の CO₂ 排出量の比較

注：古紙配合率 0% の場合の CO₂ を 100 とした場合（出典：日経エコロジー2007 年 11 月）

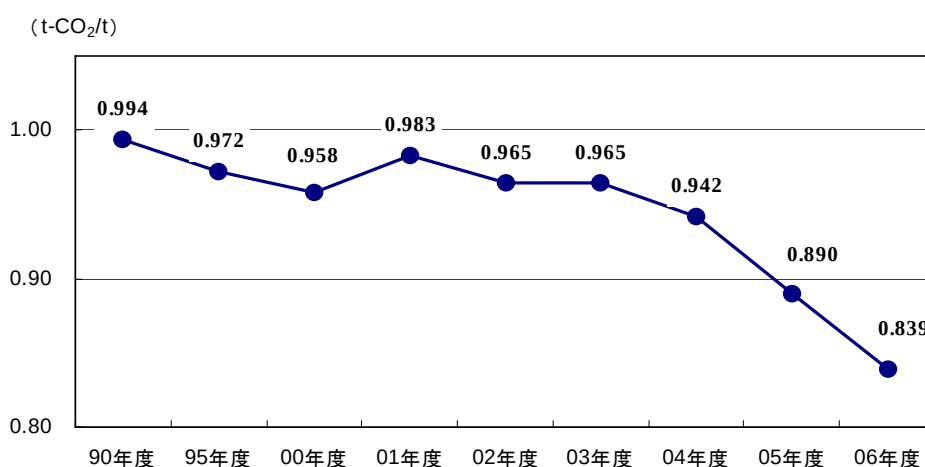


図10 化石エネルギー由来 CO₂ 排出原単位の推移

資料：日本製紙連合会「環境に関する自主行動計画フォローアップ調査結果」より作成

なお、「日本経済新聞朝刊」（平成 18 年 7 月 8 日付）によると、大手製紙メーカーは重油やチップなどの原燃料価格の高騰から割安な古紙の使用（当時の価格がチップの 7～8 割程度）を拡大することとしており、森林資源をチップ化する場合に比べ自然環境への負荷が少ないことを公表している。

しかし、平成 19 年 4 月 25 日付けの「産経新聞」では、古紙価格の上昇を背景にして、古紙パルプがバージンパルプに比べ、CO₂ 排出量をはじめ環境負荷が大きいという報道がなされている。

それぞれの報道は十分に基礎知識があれば誤解は生じないものと思われるが、報道内容のみを見た場合に、ある環境側面を評価し、その効果を強調した結果、消費者にその他の手法が環境性能的に劣っているという誤解を与える可能性もあり、十分な注意が必要である。

このため現段階では、温室効果ガスの削減について、上述のように生産工程の差により一律に優位性を評価できないような場合には、地球温暖化対策推進法による公表制度や環境報告書（CSR）等によって、個別企業の取組として消費者に適切に情報提供されるなど、その公表の仕方には十分な注意が必要であると考えられる。

また、製品間のスペックで環境性能の優劣を主張する場合は、消費者に対し誤解を生じさせないように、仮定としている条件や主張するような製造がどの範囲で行われているかの情報を十分記載するなど、慎重な対応が必要と考えられる。

（２）環境報告書に使用される用紙の事例

環境報告書に使用されている用紙を、塗工／非塗工の区別、配合されているパルプの種類と比率で分類したインベントリデータの事例が表 1 である¹⁰。

対象とした用紙は、

- ①古紙パルプ配合率 100%（新聞 50%、上質系 50%）、白色度 70%の非塗工用紙
- ②古紙パルプ配合率 100%（上質系 100%）、白色度 80%の非塗工用紙
- ③古紙パルプ配合率 100%（新聞 50%、上質系 50%）、白色度 80%の塗工用紙
- ④木材パルプ 100%（森林認証材 30%）、白色度 80%の塗工用紙

の 4 種類である¹¹。これらの中から、③の塗工紙（古紙パルプ配合率 100%）と④の塗工紙（木材パルプ 100%）の比較をすると、以下のとおり。

○ 総エネルギー使用量については、古紙が 15.66GJ/トに対して、木材パルプが 25.19GJ/トと約 1.6 倍となっている

○ 化石燃料由来の CO₂ 排出量については、古紙が 1,691kg-CO₂/トに対して、木

¹⁰ 桂（2004）「紙の LCA と課題」LCA ニュース（No.33,p.5-8）

¹¹ 本事例においては、非木材パルプ（バガス 30%）の非塗工紙も評価対象としているが、本資料では古紙パルプとバージンパルプの比較を目的としていることから、記載していない

材パルプが 1,441kg-CO₂/トンと約 85%となっている

- 化学薬品の使用量については、古紙が 89kg/トンに対し、木材パルプが 110kg/トンとなっている。填料・顔料の使用量については、同じである
- SO_xについては、古紙が 0.93kg/トンに対し、木材パルプが 1.11 kg/トン、一方、NO_xについて古紙が 1.6kg/トンに対し、木材パルプが 1.35 kg/トンとなっている
- COD については、古紙が 0.703kg/トンに対し、木材パルプが 2.76kg/トンとなっている

このように、本事例においては、化石燃料由来の CO₂ 排出量は、古紙パルプが木材パルプを上回っているが、全エネルギー使用量、化学薬品の使用量、COD の汚濁負荷量等からみると、木材パルプが古紙パルプを上回っている。

表 1 環境報告書用紙のインベントリデータ

項 目		単位	①非塗工紙	②非塗工紙	③塗工紙	④塗工紙	備 考
白色度		%	70	80	80	80	
パ ル プ	木材パルプ	%	0	0	0	100	
	新聞古紙	%	50	100	50	0	
	上質系古紙	%	50	0	50	0	
資 源 消 費	化石燃料エネルギー	GJ	17.57	18.06	15.66	11.42	電力、重油、軽油、石炭
	黒液エネルギー	GJ	0	0	0	13.77	パルプ廃液（バイオマス）
	木材	kg	0	0	0	1,211	森林認証材、植林木
	古紙	kg	1,069	1,212	741	0	新聞古紙、上質古紙
	填料・顔料	kg	41	41	301	301	
	化学薬品	kg	76	76	89	110	パルプ化、紙添加薬品
排 出 ・ 廃 棄 物	CO ₂ 黒液	kg	0	0	0	1,329	回収ボイラーでの発生分
	CO ₂ 化石燃料	kg	1,669	1,735	1,691	1,444	
	SOx	kg	0.7	0.71	0.93	1.11	
	NOx	kg	1.67	1.71	1.6	1.35	
	COD	kg	1.02	1.02	0.703	2.76	
	石炭灰/石灰泥	kg	56.8	60.2	48.6	26.8	
	焼却灰	kg	120	139.2	226.9	196.2	スラッジ、紙廃棄時

（資源消費、排出・廃棄物の単位は紙 1 トン当たり）

また、本事例においては、環境影響を EPS2000¹²と Eco-Indicator99¹³の 2 つの評価手法を用いて算定している。その結果は、重視する評価項目の違いにより、異なった評価結果となっており、以下のとおり。

- EPS2000 により評価した結果は、対象とした紙の中では、木材パルプ 100% の塗工紙の環境影響が最も小さいこととなったが、紙の種類間の差は小さく

¹² 評価項目は化石燃料の消費、大気への排出、水域への排出及び土地利用であり、CO₂ 排出による影響を重要視している

¹³ 保護対象（評価項目）として、人の健康（呼吸器への影響、オゾン層、地球温暖化）、生態系の質（環境毒物、酸性化と富栄養化、土地の占有：森林）、資源（化石燃料等）を取り上げており、土地利用による環境影響を重要視している

なっている

- Eco-Indicator99 により評価した結果は、古紙パルプ配合率 100%の紙に比べ、木材パルプ 100%の塗工紙の環境影響が大きいものと評価された。この差は生態系の質による影響（SOx 等による酸性化と土地利用）によるものである

地球温暖化問題は、その予想される影響の大きさや深刻さからみて、人類の生存基盤に関わる重要な環境問題であることから、CO₂ 排出量の削減は極めて優先度の高い対策であることはいうまでもない。しかしながら、紙類及び紙製品に係る環境影響を考えると、地球温暖化はもとより、SOx や NOx による酸性化・大気汚染、BOD や COD による水質汚濁、固形廃棄物の発生や最終処分場の逼迫、土地利用変化等の問題とともに、紙の主な原料である森林の有する二酸化炭素吸収源、生物多様性維持、水源涵養、洪水防止等の公益機能等の広範多岐にわたる観点からも、様々な検討を進める必要がある。

したがって、総合的な観点から古紙パルプ及びバージンパルプの利用について考えていく必要がある。

4. 持続可能な森林経営

（1）世界における森林面積

熱帯域を中心とした世界における森林の消失は未だ止まっておらず、特に南米では減少が加速している状況にある。最近 15 年間に於いて、世界は全森林面積の 3% に当たる 125 百万 ha の森林を失った。いくつかの国における人工林造成の努力は、その消失をわずかながら緩和してはいるものの、2000 年以降も年間 730 万 ha の森林が失われ続けている状況にあり、世界規模から地域規模までの様々なレベルにおいて森林の減少を食い止めることが喫緊の課題となっている（図 11）。

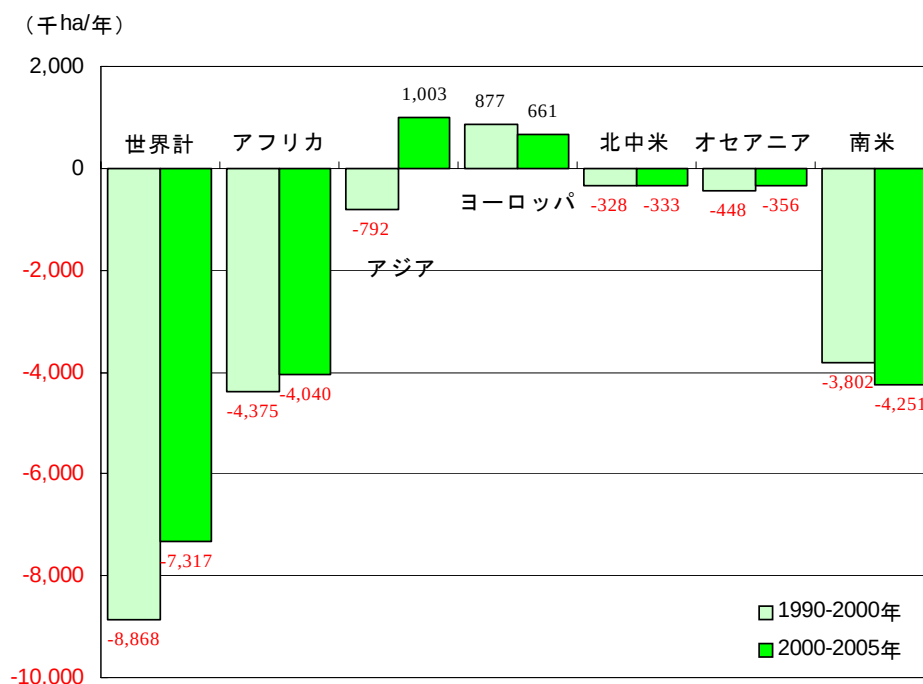


図 11 世界における森林面積の増減

資料：FAO「世界森林資源評価 2005」

(2) 持続可能な森林経営に関する国際的取組の進展

1992年の地球サミットにおいて、森林に関する2つの主要な文書である森林原則声明と「アジェンダ21 第11章」(森林減少対策)が採択された。この2つの文書は森林に関する最初の国際的なコンセンサスであり、これらを通じた考え方として、森林の保全と利用を両立し、森林に対する多様なニーズに持続的に対応すべきという「持続可能な森林経営」(Sustainable Forest Management)が打ち出された。

この後、モンテリオール・プロセスなど技術基準を開発する取組、民間ベースの森林認証制度の展開、地域的な官民の連携の取組、G8を中心とした違法伐採問題への取組、ITTOにおける2000年目標の追求など、様々な角度から、国を超えた持続可能な森林経営に関する取組が行われ、2002年のヨハネスブルグ・サミットにおいて、持続可能な開発を進めるための「実施計画」が採択され、この中で「持続可能な森林経営」を推進する重要性が再確認された。

近年における持続可能な森林経営に関する国際的取組について、国連森林フォーラム¹⁴における議論を示すと、以下のとおり。

○ 2005年の第5回国連森林フォーラム会合(UNFF5)においては、具体的な

¹⁴ 国連森林フォーラム(The United Nations Forum on Forests)は、世界の持続可能な森林経営の推進方策について検討を行うことを目的に、平成12年(2000年)に国連経済社会理事会の下部機関として設けられた

国際的枠組みについては、法的拘束力のあるものとするか否か、数値及び期限を含む目標設定を行うか否かなどについて、各国の意見の隔たりが大きく、合意に至らなかった

- 2006 年の第 6 回国連森林フォーラム会合（UNFF6）においては、2015 年までは法的拘束力のない枠組みで行くことが決まり、その中に 4 つの目標を掲げること、UNFF7 において文書の確定を行うことなどが決定された
- 2007 年の第 7 回国連森林フォーラム会合（UNFF7）においては、持続可能な森林経営推進のため各国が取り組むべき方策等を盛り込んだ「すべてのタイプの森林に関する法的拘束力を伴わない文書（Non-Legally Binding Instrument:NLBI）」及び NLBI の実効性を確保していくための具体的内容等を示した「多年度作業計画（Multi-Year Programme of Work:MYPOW）」が決議・採択された

また、G8 における持続可能な森林経営に関する議論については、以下のとおり。

- 2005 年グレンイーグルス・サミットで、違法伐採問題という観点から持続可能な森林経営がとりあげられた
- 2006 年サンクトペテルブルク・サミットにおいて、持続可能な森林経営における国際協力の強化に合意した
- 2007 年ハイリゲンダム・サミットでは、気候変動という枠組みの中で、「熱帯林の減少に伴う排出量の問題」「違法伐採問題への取組」「UNFF7 合意内容の歓迎」との包括的な内容となっている

このように、持続可能な森林経営については、その推進の重要性が確認され、国際的な議論が進められているが、各国のコンセンサスが得られている状況にはなく、今後の議論に委ねられている段階である。したがって、今後の国際的な議論の進展を踏まえつつ、持続可能な森林経営の考え方をとりまとめる必要があり、現時点においては、明確に確定できない。

5. 基本的な考え方

以上の整理結果を踏まえ、古紙パルプ配合率の見直しに係る基本的な考え方は、以下のとおり。

- 廃棄物の削減、資源の有効利用、森林資源への需要圧力の緩和による公益機能の維持等の観点から、紙類及び紙製品への古紙パルプの使用は極めて重要であり、引き続き古紙のグレードに応じた古紙利用の推進を図ることとする

- 紙はリサイクルを繰り返すことにより品質の低下を招くものの、一般的に 3～5 回程度のリサイクルが可能であり、品質低下の少ない紙のリサイクルを推進していく必要がある。ただし、紙全体のライフサイクルを勘案すると、紙の生産には一定量のバージンパルプの投入が必要である
- バージンパルプの原料としては、資源の有効利用等の観点から、間伐材及び合板・製材工場から発生する端材等の未利用資源により製造されたパルプの優先的使用の促進を図ることとする
- 将来的に持続可能な森林経営につながる概念として「環境に配慮された原料を使用したバージンパルプ」を追加するとともに、一定量の利用を需要が逼迫している古紙パルプとの置き換え措置として認めることにより、森林資源の量的回復に努めると共に、持続可能な森林経営に関わる要件の国際的な合意形成の推進を需要サイドからも支援する
 - 原料とされる原木はその伐採に当たって生産された国における森林に関する法令に照らして合法なものであること
 - 森林・林地等の面積を減少させないよう森林資源や林地を循環的・持続的に利用する観点から、適切に管理された森林・林地等から生産された原料（森林認証を受けた木材、植林から生産された木材等）であること

上記のような基本的な考え方を基にし、現在品質保持が困難になりつつある、コピー用紙及び印刷用紙について、古紙パルプに対して、一定量の間伐材及び合板・製材工場から発生する端材等の再生資源により製造されたバージンパルプ、及び環境に配慮された原料を使用したバージンパルプの置換えを認めることとした。

図 12 は、古紙パルプ配合率 70%の紙について全体の 30%を上限として、間伐材及び合板・製材工場から発生する端材等の再生資源により製造されたバージンパルプ、又は環境に配慮された原料を使用したバージンパルプに置き換えた場合の当面のイメージ及び将来において持続可能な森林経営の考え方が導入され、古紙の資源循環性及び紙の需給バランスが適切に担保された水準に古紙パルプ配合率を設定した場合のイメージである。

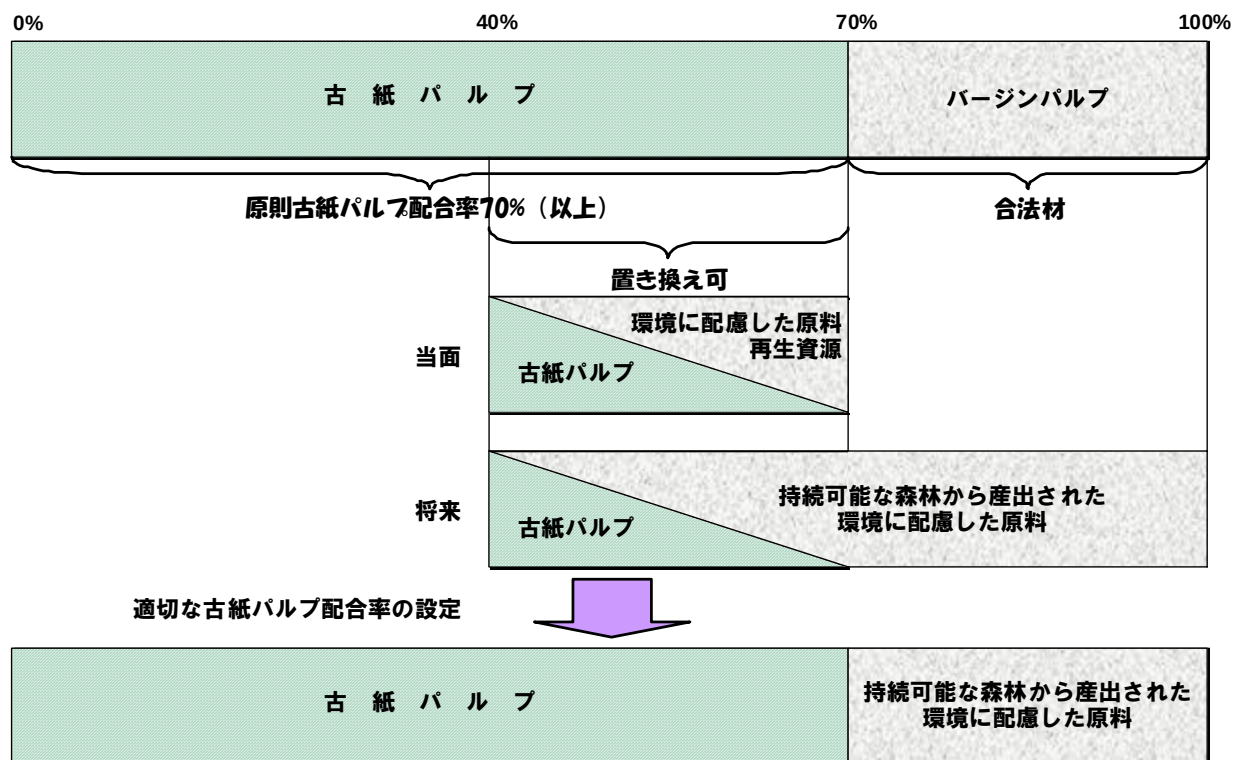
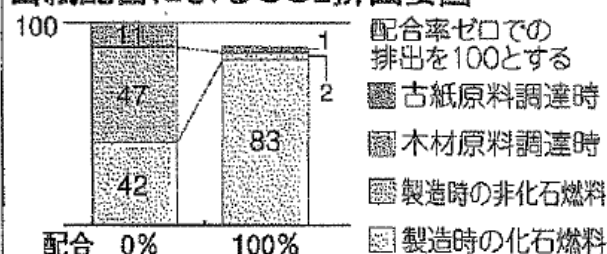


図 12 古紙パルプの置き換えのイメージ

6. 検討課題

循環型社会の構築に資する適切な古紙パルプ配合率の設定については、持続可能な森林経営の考え方が導入された段階において、環境負荷低減の観点、資源循環のバランス等を勘案し、再度十分な時間をかけ検討を実施する必要がある。

古紙配合によるCO₂排出要因



日本製紙は24日、古紙100%配合の再生紙製造を原則として廃止すると発表した。再生紙の製

古紙100%再生紙

環境に「厳しい」

日本製紙、廃止へ

環境に優しい」との既成概念を覆すため、業界に波紋を広げそうだ。

同社は、古紙配合率100%をうたってきた6商品を中心に品質と価格をそのままに、同配合率

排水処理などの作業工程ごとに、石油を中心としたエネルギーの消費が欠かせない。一方、木材からパルプを作る際は廃液を薬品回収用燃料などにあてられるため、エネルギーを

造過程で行う漂白作業で石油などのエネルギー消費が増え、かえって二酸化炭素(CO₂)排出量も増えるため、環境対応には逆効果だと判断した。「古紙利用率向上」

を30%から70%程度に抑える。これらを「グリーン・プロポーシジョン再生紙」シリーズとして、6月から新製品展開する。古紙を再生するにはインクの除去や漂白、その

効率的に使え。京都議定書で定めた化石燃料使用によるCO₂の発生も抑えられる(グラフ)。

製紙、割安な古紙利用

原燃料高騰で拡大

日本製紙・王子製紙 相次ぎ設備増強

大手製紙メーカーは製紙原料への古紙の使用を拡大する。日本製紙グループ本社は二〇〇八年度までに古紙を原料化する設備を百五十億円かけて増設。王子製紙も〇七年一月までに約百十億円投資して古紙原料の品質強化や能力増強などに取り組む方針。原油やチップなど原料価格の高騰が業績を直撃しており、チップに比べ割安な古紙の利用を増やし収益改善を図る。

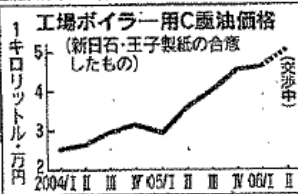


割安な古紙の利用で原油高に対応する（王子製紙・春日井工場の古紙原料化設備）

環境負荷も少なく

日本製紙は〇八年度末、岩沼市、八代工場（熊本県八代市）や銅路工場（北海道釧路市）で順次、生産能力を約二割増やし日産約五千五百トンに引き上げる。主力の右巻工場（宮城県石巻市）の生産能力を約一割増強し、日産四千五百トンに引き上げる。岩沼工場（宮城県）や日産四千五百トンに引き上げる。岩沼工場（宮城県）や日産四千五百トンに引き上げる。

けるほか、古紙を原料とする紙の品質強化にも投資する。古紙に含まれるインクを除去する工程を改良するなどして、紙の白濁度を高める。主力工場の宮小牧工場（北海道）の生産能力を約一割増強し、日産四千五百トンに引き上げる。岩沼工場（宮城県）や日産四千五百トンに引き上げる。



昨年一年間で重油価格は約一・五倍に、チップは二割増。二〇〇五年度は両社合わせて原料高騰だけで五百三十六億円の負担増となり、経営減益の主因となった。製品への価格転嫁が思うように進んでおらず割安な原料への転換は急務だ。

両社は既に主燃料の重油の代わりに廃プラスチックスなどへの転換を進めているが、さらに原料の製紙メーカーの間でも古紙の利用を拡大する動きが広がっている。日本製紙グループ本社では、古紙を原料とする割合は〇四年度が五十一%で二〇〇六年度は五十二%まで引き上げた。王子製紙は既に同六〇%だが、今後も古紙の原料設備を増強していく方針だ。副産物を燃料などに使うため、チップも原料として一定量利用する方針だが、古紙を原料とする紙の品質も向上しており、できるだけ比率を高めたいため。

融資の国際環境基準改定
みずほコーポレート銀行
三井住友銀行、三菱UFJ銀行、三井住友銀行は、事業を対象に貸し出すプロジェクト融資に際して国際的な環境基準「エクエーター原則」の改定版を採択した。改定前の原則は欧米金融機関が二〇〇三年に採り、同年の「みずほ」もそれに追随して採択した。今回の改定では対象事業をより小規模なものにまで広げ、参加金融機関に突発状況の報告を求めている。

紙類の判断の基準等の見直しについて（案）

1. 判断の基準等の見直しについて

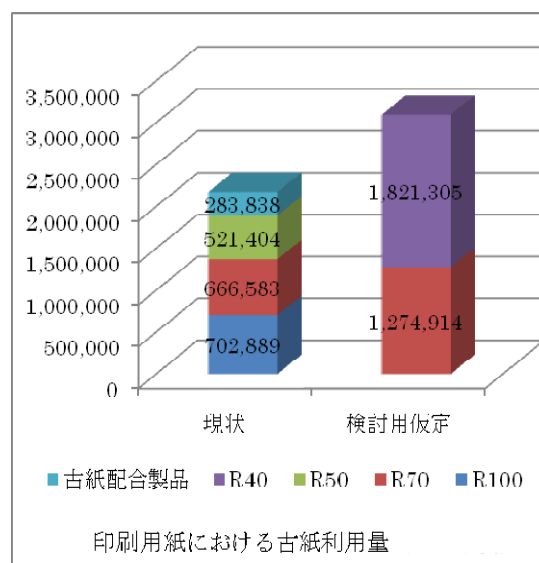
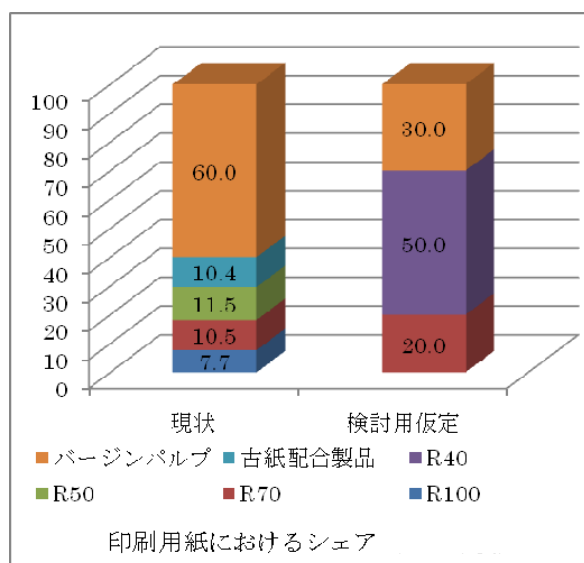
（1）古紙パルプの一定量の置換

第2回検討会における検討結果を踏まえ、コピー用紙、インクジェットカラープリンター用塗工紙及び印刷用紙について、古紙パルプに対して、一定量の間伐材及び合板・製材工場から発生する端材等の再生資源により製造されたバージンパルプ、及び将来的に持続可能な森林経営につながる概念としての「環境に配慮された原料を使用したバージンパルプ」への置き換えを認めることとし、パブリックコメントを実施した。

紙パルプ配合率の見直しに係る基本的な考え方

- 廃棄物の削減、資源の有効利用、森林資源への需要圧力の緩和による公益機能の維持等の観点から、紙類及び紙製品への古紙パルプの使用は極めて重要であり、引き続き古紙のグレードに応じた古紙利用の推進を図ること
- 紙はリサイクルを繰り返すことにより品質の低下を招くものの、一般的に3～5回程度のリサイクルが可能であり、品質低下の少ない紙のリサイクルを推進していく必要がある。ただし、紙全体のライフサイクルを勘案すると、紙の生産には一定量のバージンパルプの投入が必要であること
- バージンパルプの原料としては、資源の有効利用等の観点から、間伐材及び合板・製材工場から発生する端材等の未利用資源により製造されたパルプの優先的使用の促進を図ること
- 将来的に持続可能な森林経営につながる概念として「環境に配慮された原料を使用したバージンパルプ」を追加するとともに、一定量の利用を需要が逼迫している古紙パルプとの置き換え措置として認めることにより、森林資源の量的回復に努めるとともに、持続可能な森林経営に関わる要件の国際的な合意形成の推進を需要サイドからも支援すること

なお、本判断の基準等の見直し案は、日本製紙連合会が「環境に関する自主行動計画」において掲げている2010年までの目標である古紙利用率62%への向上が着実に実施されていくこと（紙から紙へのリサイクルの推進、古紙の品質の向上）を前提として検討を実施している。



環境省が検討用に想定している平均古紙利用率 35%を満足するマーケットバランスは、上図のとおりとなる。現状の古紙パルプ配合率と市場シェアの関係を検討するに当たって想定した古紙パルプ配合率と市場シェアのバランスであるが、現在、中低配合率となっている印刷情報用紙に対して、全体的に古紙を配合していくことで更に古紙利用を進めることは可能であり、日本製紙連合会が目標としている平均古紙利用率 35%も満足している（検討用仮定の平均古紙利用率は 35.1%となる）。

（２）パブリックコメント結果を受けて

今回の紙類の判断の基準等の見直し案に対する意見は提出された意見全体の約 4 割に当たる 114 件を占めており、うち 6 割に当たる 73 件が現行の判断の基準を維持すべきとの意見であった。このように古紙パルプ配合率の変更については、反対とする意見が多い状況であった。

パブリックコメントにおいて提案した古紙パルプ配合率の考え方は、原則として現行の古紙パルプ配合率を維持しつつ、環境に配慮された原料を使用したバージンパルプ等への一定量の置き換えを認めるものであるが、こうしたパブリックコメント結果を踏まえ、古紙パルプの高配合を推奨することを明確に示すため、調達に当たっての配慮事項として「古紙パルプ配合率が可能な限り高いものであること」を追記する案を提案する。

以下にコピー用紙に係る判断の基準等の見直し案を示す。

コピー用紙	【判断の基準】 ①古紙パルプ配合率 100%かつ白色度 70%程度以下であること。ただし、配合されている古紙パルプのうち 30%を上限として、間伐材及び合板・製材工場から発生する端材等の再生資源により製造されたバージンパルプ、又は環境に配慮された原料を使用したバージンパルプに置き換えてもよい。 ②塗工されているものについては、塗工量が両面で 12g/m²以下であること。 【配慮事項】 ①製品の包装は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び焼却処理時の負荷低減に配慮されていること。 <u>②古紙パルプ配合率が可能な限り高いものであること。</u> ③バージンパルプ（間伐材及び合板・製材工場から発生する端材等の再生資源により製造されたバージンパルプを除く。）が原料として使用される場合にあっては、原料とされる原木は持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。
-------	---

2. 古紙利用状況の把握及び判断の基準等の見直しについて

今回の判断の基準等の見直しは、前述のとおり日本製紙連合会の 2010 年の目標である古紙利用率 62%が適切に達成されることを前提に検討しているものである。古紙の利用状況には従来の環境物品等の市場シェアを確認するとともに、古紙の利用総量等の調査を行いつつ、実態把握を行う必要がある。

このため、今後目標年度までの古紙利用状況に応じ、判断の基準等を適切に見直し、古紙利用促進のために必要な改訂を行っていくこととする。